

平成25年 9月19日 (金曜日)

○出席議員 (16名)

議 長	夷 藤	満 君	8 番	北 川	悦 子 君
1 番	太 田	臣 宣 君	9 番	能 村	憲 治 君
2 番	中 島	利 美 君	10 番	清 水	文 雄 君
3 番	酒 本	昌 博 君	11 番	水 口	裕 子 君
4 番	生 田	勇 人 君	12 番	渡 辺	旺 君
5 番	川 口	正 己 君	13 番	八 田	外 茂 男 君
6 番	藤 井	良 信 君	14 番	中 川	達 君
7 番	恩 道	正 博 君	15 番	南	守 雄 君

○説明のため出席した者

町 長	川 口	克 則 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	重 原	正 君
副 町 長	上 出	孝 之 君	総 務 部 総 務 課 長	島 田	睦 郎 君
教 育 長	久 下	恭 功 君	総 務 部 財 政 課 長	田 中	徹 君
総 務 部 長	高 木	和 彦 君	総 務 部 税 務 課 長	若 林	優 治 君
総 務 部 担 当 部 長	中 西	昭 夫 君	町 民 福 祉 部 町 民 生 活 課 長	松 岡	裕 司 君
総 務 部 担 当 部 長	山 田	吉 弘 君	町 民 福 祉 部 保 険 年 金 課 長	下 村	利 郎 君
町 民 福 祉 部 長	北	雅 夫 君	町 民 福 祉 部 福 祉 課 長	長 谷 川	徹 君
町 民 福 祉 部 担 当 部 長	大 徳	茂 君	町 民 福 祉 部 環 境 安 全 課 長	岩 本	昌 明 君
都 市 整 備 部 長	長 丸	一 平 君	都 市 整 備 部 地 域 振 興 課 長	中 宮	憲 司 君
都 市 整 備 部 担 当 部 長	長 丸	信 也 君	都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 長 兼 北 部 開 発 推 進 室 長	喜 多	哲 司 君
教 育 委 員 会 教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	北 川	真 由 美 君	都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 長	長 田	学 君
消 防 長	永 田	三 好 君			

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 向 貴代治 君 事務局書記 田 中 義 勝 君

○議事日程（第4号）

平成25年9月19日 午後1時開議

日程第1

議案第60号 平成25年度内灘町一般会計補正予算（第2号）から

議案第68号 内灘町道路線の変更についてまで及び

認定第1号 平成24年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてから

認定第7号 平成24年度内灘町水道事業会計決算認定についてまで

日程第2

追加議案の上程

議案第69号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第70号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第71号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明

日程第3

議会議案第4号 道州制導入に断固反対する意見書の提出について

（第4号の追加1）

日程第1

議会議案第5号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について



午後1時15分開議

○開 議

○議長【夷藤満君】 皆様、ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○諸般の報告

○議長【夷藤満君】 本日の会議に説明のため出席している者は、3日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。

なお、上出功生涯学習課長より、本日の会議を欠席する届け出がありましたので、ご了承願います。



○議案一括上程

○議長【夷藤満君】 日程第1、去る9月5日、各常任委員会及び決算特別委員会に付託いたしました議案第60号平成25年度内灘町一般会計補正予算（第2号）から議案第68号内灘町道路線の変更についてまでの9議案及び認定第1号平成24年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号平成24年度内灘町水道事業会計決算認定についてまでの7議案並びに継続審査となっております請願第18号と請願第19号、そして新規に提出されました請願第20号を一括して議題といたします。



○委員長報告

○議長【夷藤満君】 これより各常任委員会及び決算特別委員会における議案審査の経過並びに結果の報告を求めます。

川口正己総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 川口正己君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長【川口正己君】 平成25年第3回定例会において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、副町長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第60号平成25年度内灘町一般会計補正予算（第2号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出1款議会費1項議会費、2款総務費1項総務管理費、5項統計調査費、6款農林水産業費1項農業費、2項林業費、7款商工費1項商工費、8款土木費2項道路橋りょう費、3項都市計画費、9款消防費1項消防費の各款項及び第2条地方債の補正については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第63号内灘町税外歳入の延滞金等に関する条例等の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第66号公共下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例等の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第67号内灘町道路線の認定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第68号内灘町道路線の変更については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっております請願の審査の結果を報告いたします。

請願第18号「消費税増税の実施中止」の意見書提出を求める請願については、慎重に審

査し、採決の結果、不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として総務、都市整備等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成25年9月19日

総務産業建設常任委員会委員長 川口正己

○議長【夷藤満君】 生田勇人文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 生田勇人君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【生田勇人君】 平成25年第3回定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第60号平成25年度内灘町一般会計補正予算（第2号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出3款民生費1項社会福祉費、4款衛生費1項保健衛生費、10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、4項社会教育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第62号内灘町次世代育成支援地域行動計画評価委員会設置条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第64号内灘町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第65号内灘町介護保険条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっております請願の審査の結果を報告いたします。

請願第19号公的年金2.5%削減中止を求め

る請願書については、採決の結果、採択することに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第20号教育予算の拡充を求める請願書については、採決の結果、採択することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として教育、福祉等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成25年9月19日

文教福祉常任委員会委員長 生田勇人

○議長【夷藤満君】 太田臣宣決算特別委員長。

〔決算特別委員長 太田臣宣君 登壇〕

○決算特別委員長【太田臣宣君】 平成25年第3回定例会において、当決算特別委員会に付託されました議案第61号平成24年度内灘町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び各会計決算認定について、議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

今回の決算審査に当たり、委員各位には長時間にわたり慎重審議をしていただきましたことに対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

委員からは活発な質疑質問が行われ、それらに対し説明並びに関係資料の提出を求め、了としたところであります。

この結果、議案第61号平成24年度内灘町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案を可とし、認定第1号平成24年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号平成24年度内灘町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成24年度内灘町新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成24年度内灘町国民健康保険特別会計歳入歳

出決算認定について、認定第5号平成24年度内灘町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成24年度内灘町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成24年度内灘町水道事業会計決算認定については、いずれも原案のとおり認定することに決定いたしました。

なお、委員会審査の過程において出された意見の中から、本委員会として、次の主な諸点について指摘しておきたいと思えます。

その1点目として、北陸新幹線の開業を控え、町の観光名所の一つである内灘大橋のライトアップについて、さらなる町の魅力発信の観点からもライトアップの時間や方法等について見直しを検討すること。

2点目として、緊急雇用事業を計画、実施するに当たっては、社会情勢を反映した緊急雇用対策であるが、貴重な補助金を活用することから今後も継続できるような事業に取り込むこと。

3点目として、町民夏まつりの事業内容や世界の凧の祭典等各種イベント、大会について、事業内容やあり方も含め見直しを検討すること。

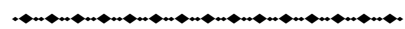
4点目として、体育施設の一般使用料の徴収の仕方について、プラッツ会員と非会員との区別を明確にするためにも、会員証等の提示を求めるなど見直しを検討すること。

以上4点の指摘事項のほか、3項目の指摘事項もあわせまして、今後の予算編成及び執行に十分反映されるよう強く要望し、審査の報告といたします。

平成25年9月19日

決算特別委員会委員長 太田臣宣

○議長【夷藤満君】 これをもって各委員長の報告を終わります。



○質疑の省略

○議長【夷藤満君】 なお、昨日までに委員長報告に対する質疑の通告がありませんでし

たので、質疑なしとして質疑を省略いたします。



○討 論

○議長【夷藤満君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

○8番【北川悦子君】 議席番号8番、北川悦子です。

請願第18号「消費税増税の実施中止」の意見書提出を求める請願について、賛成の立場で討論します。

国民の所得が減り続けています。1997年をピークにして労働者の平均年収は70万円も減りました。直近の14カ月だけを見ても月給が前の年を下回り続けています。国民は景気が回復したという実感がありません。世論調査でも、来年4月に予定どおり消費税増税を実施すべきは2割から3割です。こんなときに来年4月に消費税を8%にする決断をすれば、暮らしが壊れるだけではなく、日本経済が壊れてしまいます。

8月29日には137人の税理士が消費税増税は中止すべきと連名アピールを出しています。税理士さんの声を少し挙げてみたいと思います。

圧倒的多数の中小企業が消費税を転嫁できない。トヨタなど輸出大企業は莫大な還元金を受けている。税率が上がれば上がるほど還元金がふえる仕組みになっている。また、8%から10%になれば中小の建設会社は潰され、若い働き手がどんどん減っていく。製造業の下請には単価のさらなる値下げ要請が来る。赤字でも納めなくてはならない消費税に苦しめられる。こんな声が上がっています。

安倍首相は、消費税を引き上げる場合には十分な対応策が必要になると官僚に経済対策の取りまとめを10日に指示しています。庶民から8兆円も吸い上げて、大企業、大手ゼネコンに5兆円もばらまく。近い将来には法人

税を5%ないし10%軽減する。こんな理不尽なことはありません。増収分は全額社会保障の充実に充てるという約束はどこへ行ってしまったのでしょうか。社会保障の改悪が並んで待っています。

政府は、昨日、消費税増税の負担を和らげるために概要を固めました。住民税非課税世帯に1人当たり1万円。このうち、年金や児童手当など受給している世帯は5,000円の上積みをして、一時金として支給する。これで約3,000億円。こうした経済対策が出されてくるのは、今増税したら景気が悪くなるということをお認めているのではないのでしょうか。あれこれ対策をしなくても消費税増税を中止すれば済むことではないのでしょうか。

皆さんの賛同を切にお願いして、終わりたいと思います。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。3番、酒本昌博議員。

〔3番 酒本昌博君 登壇〕

○3番【酒本昌博君】 議席番号3番、酒本昌博でございます。

請願第18号「消費税増税の中止」の意見書提出を求める請願について、不採択の賛成討論をさせていただきます。

今回の請願を不採択とした理由でございますが、各議員ご存じのとおり、我が国の社会保障給付金の総額は1990年では約47兆円、2000年では約78兆円、ことし2013年の予算ベースでは110.6兆円と、この20年で倍以上にふえております。

そして、今後も少子・高齢化の急激な進行に伴ってさらなる増加が見込まれております。誰でも増税は嫌なものです。しかしながら、このような理由をもちまして私ども総務産業建設委員会では苦渋の決断をもって、今回の請願を不採択といたしました。

各議員の皆様には、何とぞ賢明な判断をお願いして、不採択の賛成討論とさせていただきます。

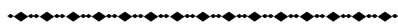
以上です。

○議長【夷藤満君】 酒本議員、今の討論ですけれども、まだ不採択にはなっていないので、これについて賛成、反対の討論ということにかえさせてもらってよろしいでしょうか。

○3番【酒本昌博君】 はい。

○議長【夷藤満君】 そのほかに討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【夷藤満君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第60号平成25年度内灘町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第61号平成24年度内灘町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第62号内灘町次世代育成支援地域行動計画評価委員会設置の条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第63号内灘町税外歳入の延滞金等に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第64号内灘町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第65号内灘町介護保険条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第64号及び議案第65号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第66号公共下水道受益者負担金及び分担金に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決

であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第67号内灘町道路線の認定について及び議案第68号内灘町道路線の変更についての2件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第67号及び議案第68号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、認定第1号平成24年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、これを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、認定第1号はこれを認定することに決定をいたしました。

○議長【夷藤満君】 次に、認定第2号平成24年度内灘町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第3号平成24年度内灘町新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算認定についての2決算を一括して採決いたします。

本決算2件に対する委員長の報告は、いずれもこれを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、認定第2号、認定第3号の2決算はこれを認定することに決定をいたしました。

○議長【夷藤満君】 次に、認定第4号平成24年度内灘町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第5号平成24年度内灘町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について並びに認定第6号平成24年度内灘町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての3決算を一括して採決いたします。

本決算3件に対する委員長の報告は、いずれもこれを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、認定第4号及び認定第5号並びに認定第6号の3決算は、いずれもこれを認定することに決定をいたしました。

○議長【夷藤満君】 次に、認定第7号平成24年度内灘町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、これを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、認定第7号はこれを認定することに決定をいたしました。

○議長【夷藤満君】 次に、継続審査となっております請願を採決いたします。

請願第18号「消費税増税の実施中止」の意見書提出を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。請願第18号「消費税増税の実施中止」の意見書提出を求める請願に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立少数であります。よって、請願第18号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長【夷藤満君】 次に、請願第19号公的年金2.5%削減中止を求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立少数であります。よって、請願第19号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長【夷藤満君】 次に、新規に提出された請願を採決いたします。

請願第20号教育予算の拡充を求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、請願第20号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

○追加議案の上程

○議長【夷藤満君】 日程第2、追加議案の上程を行います。

議案第69号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてから議案第71号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの3議案を一括して議題といたします。

○提案理由の説明

○議長【夷藤満君】 これより町長から追加議案に対する提案理由の説明を求めます。川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 議員各位におかれましては、9月3日の議会開会以来、連日におたり慎重なるご審議を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、今ほどは、今定例会に上程いたしました全ての議案につきまして適切なるご決議を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

それでは、ただいま追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第69号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、現委員の藤田賢英氏が平成25年11月30日をもって任期満了を迎えるため、その後任として浜田寛氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第70号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、現委員の村田博子氏が平成25年9月30日をもって任期満了を迎えるため、その後任として中村壽氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第71号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、現委員の小島晶子氏が平成25年9月30日をもって任期満了を迎えるため、その後任として北川八千恵氏を任命いたしたく、議会の同意を求める

よって、本議案については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。



○質 疑

○議長【夷藤満君】 次に、質疑に入ります。
質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。



○討 論

○議長【夷藤満君】 次に、討論に入ります。
討論ありませんか。6番、藤井良信議員。
〔6番 藤井良信君 登壇〕
○6番【藤井良信君】 議席6番、藤井です。
議会議案第4号道州制導入に断固反対する意見書の提出について、反対の立場から討論を行います。
これは、全国町村議会議長会からの道州制について断固反対するとの意見書であります。今、内閣府の構想では道州制移行に伴い、県の権限などを基礎自治体に移譲することとしております。

そして、この意見書の内容からは、その受け皿としての基礎自治体の強化をするために町村強制合併が余儀なくされるのではないかと記述がございます。そういったことから断固反対するとあるわけがございます。

しかし、そこは合併を強いるということではなく、周辺自治体の支援や道州の支援を想定し、なおかつさまざまな懸念や課題についてメリット、デメリットも含めて議論する場をこれからつくっていくとのこと。また、そのために道州制基本法を制定し、道州制国民会議を設置し、具体的な中長期計画や方針内容が示されていくことになるとの公明党の見解でもございます。

いずれにしても、社会全体が大きく変化していく中であって、その合理性の上からも時代とともに政治的にも行財政的にも構造改革は緩やかに進められるべきであると思

います。

断固反対との記述は議論の余地なしというふうにかなり聞こえてまいります。何かちょっと乱暴な感じがしますので、この意見書の提出は反対したいと思います。

以上です。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。——討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【夷藤満君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第4号道州制導入に断固反対する意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。議会議案第4号道州制導入に断固反対する意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議会議案第4号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては、議長に一任願います。



○休 憩

○議長【夷藤満君】 この際、暫時休憩いたします。

午後1時55分休憩



午後2時15分再開

○再 開

○議長【夷藤満君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。



○議案の上程

○議長【夷藤満君】 追加日程第1、先ほど

採択されました議会議案第5号教育予算の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

○提案理由の省略

○議長【夷藤満君】 お諮りいたします。本議案については、会議規則第39条第2項の規定により提案理由の説明を省略することにしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、本議案については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

○質 疑

○議長【夷藤満君】 次に、質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○討 論

○議長【夷藤満君】 次に、討論に入ります。討論ありませんか。――討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○表 決

○議長【夷藤満君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第5号教育予算の拡充を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案については、原案のとおり提出することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議会議案第5号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先及

びその他の処理方法につきましては議長に一任願います。

○閉会中継続審査及び調査

○議長【夷藤満君】 次に、議会運営委員長及び各常任委員長並びに各特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査並びに調査に付することに決定いたしました。

○議会運営委員会、各常任委員会、議会広報対策特別委員会並びに議長の県外行政視察研修等への派遣

○議長【夷藤満君】 次に、議会運営委員会委員、各常任委員会委員、議会広報対策特別委員会委員及び私、議長の県外行政視察研修等への派遣についてお諮りいたします。

来る9月25日から27日までの間、私、議長を河北郡市議長会合同視察研修のため大分県へ、また11月12日から13日までの間、豪雪議長会総会及び町村議会議長会全国大会に出席のためそれぞれ東京都へ、11月18日から20日までの間、議会運営委員会委員と私、議長を議会改革及び議会運営の視察研修のため埼玉県方面へ、11月5日から7日までの間、総務産業建設常任委員を空き家対策及び合葬式墓地、まちづくりの取り組み等について視察研修のため千葉県へ、10月2日から4日までの間、文教福祉常任委員会委員を在宅福祉事業及び総合型地域スポーツクラブの取り組みについての視察研修のため鹿児島県へ、10月29日から31日までの間、議会広報対策特別委員

会委員と私、議長を議会広報優良議会視察研修のため宮城県へ派遣したいと思います。

なお、出張等細部取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

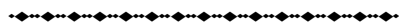
○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定をいたしました。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員



○閉議・閉会

○議長【夷藤満君】 以上で今回の定例会に付議された議件は全部議了いたしました。

よって、平成25年第3回内灘町議会定例会を閉会いたします。

連日、長時間にわたり精力的に審査いただきまして、大変ご苦労さまでした。

午後2時19分閉会